

平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東外110名

被告 国

準備書面（27）の陳述要旨

2018年（平成30年）7月2日

名古屋地方裁判所民事9部A2係 御中

原告ら代理人弁護士 北村 栄 ほか

第1 国策としての核燃料サイクルとその破綻

- 1 原子力政策大綱（2005年閣議決定）は、「核燃料サイクルの確立（11、12頁）」を掲げ、「使用済燃料を再処理し核燃料をリサイクル利用する活動は、供給安定性に優れている等の原子力発電の特性を一層向上させ、原子力が長期にわたってエネルギー供給を行うことを可能とするので、我が国では使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用する核燃料サイクルの確立を国の基本方針としてきた。」「軽水炉使用済燃料の再処理については、これまで日本原子力研究開発機構の東海再処理施設に委託されてきた。この間、事業者が六ヶ所再処理工場の建設を進めてきており、当初の計画よりおこなっているものの、現在、2007年度の操業を目処に、施設実験の実施段階に至っている。」「将来における核燃料サイクルの有力な選択肢である高速増殖炉サイクル技術については、日本原子力研究開発機構を中心として研究開発が進められている。高速増殖原型炉「もんじゅ」については、1995年のナトリウム漏えい事故以来運転を停止しているが、同機構はナトリウム漏えい対策等に係る改造計画について国の安全審査を終え、2005年2月に福井県及び敦賀市より安全協定に基づく「事前了解」を受領し、2005

年9月より工事を開始した、としている。

2 核燃料サイクルの破綻

(1) 高速増殖炉もんじゅの廃炉：2018年3月28日 原子力規制委員会がもんじゅの廃炉計認可

(2) 再処理施設の行き詰まり：2017年12月 竣工時期を2021年に延期

3 高レベル放射性廃棄物の最終処分が目処が全く立っていないこと

1966年に我が国で原子力発電所が稼働をはじめたが、当初は放射性廃棄物について地震国として海洋投棄を有力な選択肢としていた。しかし、1972年にロンドン条約で高レベル放射性廃棄物の海洋投棄が禁止され（1975年発効）、1993年（平成5年）にはロンドン条約締結国会議で、全ての放射性廃棄物の海洋投棄が禁止された経過を経て、2000年6月に地層処分を前提とする最終処分法が成立した。

しかし、同法が成立したもののその後、再処理施設から排出される高レベル放射性廃棄物の処分が目処が全くたっていない。高レベル放射性廃棄物は、ガラス固化体として深地層処分されることとなっているが予定地の選定作業にさえ着手できていない。

一方、使用済燃料は全量再処理の対象とされているので、その「最終処分」はここで言われている深地層処分の対象外であるところに問題の深刻さがある。

第2 福島第一原子力発電所事故で判明した使用済燃料の危険性

こうした使用済燃料の危険性は福島第一原子力発電所の惨事までは社会的に周知されていなかったが、壊滅的な使用済み燃料プール火災の潜在的危険は、福島第一の惨事の際に浮き彫りになったといえる。3号機と4号機の使用済み燃料プールが冷却材を失いつつあって過熱の危機にさらされているのではと危惧のため、注水作業が必死で展開された。米国政府はコンピューター・シミュレーションにより、プールの使用済燃料プール事故の結果を推定した。米国政府関係者は、東京の日本大使館の要員の

安全性について心配していた。シミュレーションの結果は米国の環境保護庁が設定した基準に従えば原発から約200km離れた東京でも避難が必要となるかもしれないということを示していた。

第3 原子力発電稼働についての福井県知事の要求と安全性に対する不安

1 福井県知事の要求

日経新聞；2017年（平成29年）11月24日付朝刊は以下のとおり報道している。

福井県知事、再稼働同意へ 大飯原発3、4号 月内にも表明
再稼働同意に向け課題となっていた使用済み核燃料の中間貯蔵施設の県外の立地について、岩根社長は「2018年中に候補地を示す」と説明

2 福井県知事の不安

しかし、参考資料によれば（Ⅱ・第5記載の表、準備書面20頁。）、美浜、高浜、大飯原発（但し廃炉が決定されている美浜1、2号機は除かれている。）の2015年9月末時点の使用済み燃料貯蔵量に4サイクル運転分の使用済み燃料を加算したとき、美浜は72%、高浜は90%、大飯は92%の貯蔵量となるとされている。この数値は、これら原発の敷地内の使用済み燃料プールではとっくに保管限度を超えている事実を示している。前記使用済み燃料の危険性が福島第一原発事故で明らかになっており、福井県知事の不安には根拠がある。県民の生命財産を守る立場から、稼働を認める条件として各原発内に保管されている使用済み燃料の県外搬出を求めたことに外ならない。

しかし、中間貯蔵施設として受け入れる側の自治体は決まっていない。

第4 段階的規制論の不当性

1 伊方原発事件の最高裁判決は「規制法の構造に照らすと、原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性に関わる事項のすべてをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性に関わる事項のみをその対象とするものと解するのが相当である。もとより、原子炉設置の許可は、原子炉の設置、運

転に関する一連の規制の最初に行われる重要な行政処分であり、原子炉設置許可段階で当該原子炉の基本設計における安全性が確認されることは、後続の各規制の当然の前提となるものであるから、原子炉設置許可の段階における安全審査の対象の範囲を右のように解したからといって、右安全審査の意義、重要性を何ら減ずるものではない。右と同旨の見解に立って、固体廃棄物の最終処分方法、使用済燃料の再処理及び輸送の方法並びに温排水の熱による影響等に関わる事項を、原子炉設置許可の段階の安全審査の対象にはならないものとした原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論違法はない。」と判示した。

被告は、①原子炉等規制法は、いわゆる段階的安全規制を採用しており、設置変更許可申請の段階では、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項のみが審査されるものであること、②使用済燃料の処分の方法は、原子炉の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項ではない、③使用済燃料の処分の方法について設置許可申請書に記載されることが要求されているのは「発電用原子炉が平和目的以外に利用されるおそれがないこと」という要件の判断資料とするためであり原子炉の安全性に関する審査に関するものではない、と主張する（被告の第10準備書面51～54頁）。

被告の段階的規制論はこの最高裁判決に便乗した主張である。

しかし、段階的規制論は以下のとおり極めて不当である。

先ず、述べなければならないことは、判決当時とは、立法事実が大きく異なっていることである。核燃料サイクルの破綻し、高レベル放射性廃棄物乃至使用済燃料の処分の目処が立っていない、東京電力福島第一原子力発電所事故で判明した使用済燃料の危険性の判明、そうであるのに、行き場のない大量の高レベル放射性廃棄物や使用済燃料が存在していることである。

伊方原発事件の第一審判決である松山地裁判決は「使用済燃料の最終処理」について審査されるべきとしつつも、「本件処分当時、使用済燃料は動力炉・核燃料開発事業団等の再処理施設で処理できる見込みであった」と事実認定して審査

の違法がないとしている。そして、同判決は「固体廃棄物の最終処理」についても審査対象としつつも、「固体廃棄物の最終処分については、現在国として検討中である」と事実認定して、原子炉設置許可処分について取り消すべき事由がないとした。しかし、㉔海洋投棄（最終処分）は既に1993年（平成5年）にロンドン条約締結国会議で全ての放射性廃棄物の海洋投棄が原則的に禁止されている。㉕使用済燃料についても「再処理できる見込み」もないし最終処理に至っては全く見込みがない。㉖高レベル放射性廃棄物である固体廃棄物についても最終処分の目処も立っていないのが現実である。

- 2 そもそも（第一に）、使用済燃料の最終処分乃至高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する安全審査は基本設計の安全性に関わる重要な事項であるので、もともと原子炉設置乃至変更許可処分の段階で審査すべき事項である。

原子炉等規制法第43条の3の6①項は「原子力規制委員会は、前条第1項の許可の申請があった場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。」とし、その四号は「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」との法の定め方によっても、原子力等規制委員会が、①高レベル放射性廃棄物の最終処分の目処が立っていないこと、②使用済燃料について最終処分を含めた処分方法の目処がないこと、③使用済燃料の保管の長期化、④使用済燃料の保管量の増大等から惹起されるところの防災上の危険や平和利用の原則への危惧に関する裁量基準を定めることは文理上可能である。

伊方原発第一審判決は、「使用済燃料の最終処理」及び「固体廃棄物の最終処理」についても審査対象との解釈をしている。

- 3 第二に、本件は運転期間延長認可に関わる事案である。運転期間延長認可については、設置変更許可処分、工事計画認可処分そして保安規定変更認可処分と続く一連の処分の、最初の前提処分であり、後続の処分を当然に予定している

この点を説明すると、実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準①項は運転期間延長認可の時点において、工事計画認可処分が確定していることを条件としているところ、工事計画認可申請のためには設置変更許可処分がなされていなければならないのである。

従って段階的規制論を前提としても少なくともその最初の、従って前提となる設置変更許可処分において高レベル放射性廃棄物及び使用済燃料の最終処分の安全性については審査事項とならなければならない。仮に、審査事項とはならないとすると、高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設の見通しが全くないうえ、再処理サイクルも破綻して使用済燃料の貯蔵が増大する現状において、運転期間延長の際、高レベル放射性廃棄物及び使用済燃料の処分の安全性については一体誰がどの段階で責任をもって審査するのか（あるいは、しているのか）、が問わなければならない。

4 第三に、原子力規制委員会設置法が定めている原子力規制委員会の目的、任務、職権が段階的規制を否定していると解せられることである。

ア 同法1条は、同法の目的を掲げている。i 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害の除去、ii 事故の発生を常に想定し、その防止に最善且つ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策の策定と実施する事務、iii 同策定及び事務の一元的化、iv 委員長及び委員が専門的知見に基づく中立公正且つ独立して職権の行使の強調である。

又、同法3条は原子力規制委員会の任務を、i 国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、ii 原子力利用における安全の確保を図ることを定める。

環境の保全については福島第一原発事故後の改正により環境基本法が放射性物質による環境汚染にも適用されるようになった(改正前は同法13条は「放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、

原子力基本法その他の関係法令で定めるところによる。」とし、同法の規制対象から外していた。)。また、原子力基本法の第2条に②項「前項安全の確保については、確立された国際的基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」が追加された。

、 原子力規制委員会の国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全に対する任務は大きいといわなければならない。

これらの法令によれば、前記2記載①、②、③、④の事項から惹起されるところの防災上の危険や平和利用の原則そして環境の保全への危惧への対応措置を取ることが、原子力規制委員会の職務権限に属する事項であることに疑いはなく、同委員会が設置変更許可処分について、これらの事項に関する審査基準を定めることに何の支障がない。

イ 本件では一連の運転期間延長にかかる最初で且つ前提となる設置変更認可処分の裁量権行使にあたり、原子力規制委員会がいかなる職権を行使できるか、否、いかなる職権を行使しなければならないかが問われているかを忘れてはならない。振り返ってみると、2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴って事故を起こした原子炉も以下のとおり運転してから32年乃至40年経過していた原発いわゆる老朽原発であった。

1号機（運転期間40年）、2号機（同37年）、3号機（同35年）において原子力圧力容器内の核燃料は炉心融解（メルトダウン）を起こした。3号機と4号機（同32年）の使用済燃料プールが冷却材を失いつつあって過熱しているのではないかとの危惧のため、冷却材である水を補給する試みが必死で展開され、使用済み燃料の危険性が明らかとなった。

私達は誰もが、福島第一原発事故の惨事を体験したとき、二度とこのような惨事を発生させてはならないと固く決心したはずである。原子力規制委員会が設置されたのもそのためである。

ウ 本件運転延長期間認可は既に40年間運転した原子炉を更に20年間延長することを許可する処分である。そして、運転期間の延長を認可したならば、今でさえ行き場なく増大している高レベル放射性物質及び使用済燃料がさらに増大していくのである。少なくとも原子力規制委員会はその職務権限を行使し、設置変更許可処分の際の裁量権行使に当たって、「事故の発生を常に想定し、その防止に最善且つ最大の努力をしなければならない」との観点から、裁量基準を定めたいえ、裁量権行使をすべきである。

5 第四に、段階的規制論は原子力行政における無責任体制を容認することになることである。

段階的規制論によれば、使用済燃料や高レベル放射性廃棄物の最終処理の安全性について、設置変更認可処分段階、工事計画認可処分段階、運転期間延長認可処分段階そして保安規定変更認可処分のどの段階でも安全審査はされないことになる。本件運転延長認可処分によって、今後20年間原子力発電所が運転され、使用済燃料や高レベル放射性廃棄物が増大し続けるのに、その安全性について原子力規制委員会が審査をしないのは、無責任というほかない。

政治学者の丸山真男が指摘するように誰も責任を取らない壮大な無責任体制のなかで、戦争への道を一步步歩み、第二次世界大戦に突入し最後は広島と長崎に原子爆弾を投下されるなどして日本を廃墟とした歴史を、私達は改めて思い出す必要がある。

安全審査には、①高レベル放射性廃棄物の最終処分の目処が立っていないこと、②使用済燃料について最終処分を含めた処分方法の目処がないこと、③使用済燃料の保管の長期化、④使用済燃料の保管量の増大等から惹起される、防災上の危険や平和利用の原則への危惧を払拭する審査基準を定めたいえ、当該基準に基づいて審査すべきである。

段階規制論は原子力安全行政における無責任体系を取り繕う議論である。

以 上